

供託金等の納付先が変わります！

日本銀行大河原代理店の廃止・集約に伴い、
仙台法務局大河原支局において取り扱う供託金等の
納付先（取扱店）が以下のとおり変更されます。

現在の取扱店 **日本銀行大河原代理店**
(七十七銀行大河原支店内)

取扱店変更日 **令和8年10月1日（木）**

変更後の取扱店

日本銀行仙台支店
仙台市青葉区一番町3丁目4-8

- ◆ 金銭の供託については、日本銀行代理店に行かずに手続きをすることが
できる「**オンライン申請**」又はATMからの「**電子納付**」が便利です。
- ◆ 供託有価証券の受入れ・払渡しは、**郵送**により行うこともできます。

ご不明な点については、お問い合わせください。

〒960-6801 仙台市青葉区春日町7-25

仙台法務局民事行政部供託課 電話：022-225-5735

〒989-1217 柴田郡大河原町字錦町1-1

仙台法務局大河原支局 電話：0224-52-6054